# 日本福祉大学研究倫理指針

平成 29 年 4 月

#### 1. 趣旨

日本福祉大学(以下「本学」という。)は、本学の学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的として、本学において研究に携わる者が常に自覚し、遵守すべき規範として研究 倫理指針を定める。

## 2. 定義

- 1 この指針において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。
- 2 この指針において「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。
- 3 この指針において「研究支援者」とは、本学の競争的資金等の管理・監査体制上の部署 において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

#### 3. 研究活動における基本理念

- 1 研究者は、個人の自律性に依拠し、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、 不当な圧力により研究成果の客観性をゆがめることがあってはならない。
- 2 研究者は、真理の探究、世界の平和、人々の福祉と社会の発展のため真摯に努力しなければならない。
- 3 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動のすべての過程において、捏造、改ざん、盗用などの不正な行為を 行わないとともに、研究費ごとに定められた助成条件や仕様ルールを遵守し、研究活動に 係る不正及び研究費の取扱いに係る不正の未然の防止に努めるものとする。
- 5 研究者は、関連法令、本学の諸規程等において定められた研究に関わる基準等を遵守しなければならない。

## 4. 研究者の姿勢

- 1 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。
- 2 研究者は、共同研究者、研究協力者、研究支援者等とのコミュニケーションを重視し、 お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、共同研究を行う際、共同研究者、研究協力者、研究支援者等との間において、

研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することに努めなければならない。

- 4 研究者は、院生・学生が研究活動に関わるときは、院生・学生が不利益を蒙らないよう 十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、共同して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行 うとともに、障害や性別、国籍などによる差別やハラスメントのない良好な人間関係を築 くよう努めなければならない。

### 5. 資料、情報、データ等の収集

- 1 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な手段で研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
- 2 研究者は、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

# 6. インフォームド・コンセント

- 1 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究 を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供 者の明確な同意を得なければならない。
- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

#### 7. 個人情報の保護

研究者は、「学校法人日本福祉大学特定個人情報等の取扱いについての基本方針」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

# 8. 資料、情報、データ等の利用及び管理

- 1 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん 等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

## 9. 捏造、改ざん、盗用の防止

研究者は、研究活動のすべての過程においてなされる次に掲げる行為は、大学及び研究

者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、絶対に行ってはならない。

- (1) 捏 造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗 用:他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語 を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

## 10. 研究費の不正使用の防止

- 1 研究者は、研究費の使用にあたって、関係法令、国等の資金配分機関の定め、本学関連 規程などを遵守し、不正に使用してはならない。
- 2 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人 等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用 に努め、その負託に応えなければならない。
- 3 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

#### 11. 研究成果発表の基準

- 1 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、 知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的 期間内において公表しないものとすることができる。
- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知 的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

# 12. オーサーシップの基準

研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

#### 13. ハラスメント

研究者は、「日本福祉大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」に 定める方針を遵守し、研究に関わる全ての人が対等な個人として尊重され、ハラスメントの ない状態を確保しなければならない。

### 14. 他者の業績評価

- 1 研究者は、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に 関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自 己の信念に基づき評価しなければならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

#### 15. 利益相反

研究者は、自らの研究行動にあたって、公正性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行わねばならない。

# 16. 機器、薬品・材料等の安全管理

- 1 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係 する法令や取扱規程、学会等の指針を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

# 17. 研究支援者の役割

- 1 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。
- 2 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、競争的資金等に係わる 管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなけ ればならない。

#### 18. 本学の責務

- 1 本学は、研究者及び研究支援者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。
- 2 本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、研究者及び研究支援者の研究倫理に反する行為に対しては厳正かつ公正な措置を講じるものとする。
- 3 本学は、研究に関する倫理上の審査並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不適切な 使用の防止などの関連規程を定め、学内外に公表・周知し、研究倫理の徹底に努める。

以上